

品川区における防災区民組織の育成に関する要綱

- 制定 昭和49年5月10日
- 改正 昭和54年10月15日
- 改正 昭和55年4月30日
- 改正 昭和56年4月30日
- 改正 昭和59年7月1日
- 改正 昭和60年4月1日
昭和60年要綱第84号
- 改正 昭和61年4月1日
昭和61年要綱第52号
- 改正 平成元年4月1日
平成元年要綱第20号
- 改正 平成4年10月26日部長決定
平成4年要綱第99号
- 改正 平成21年3月24日
平成21年要綱第165号
- 改正 平成27年3月31日部長決定
平成27年要綱第305号
- 改正 平成29年2月3日区長決定
平成29年要綱第6号
- 改正 平成30年3月28日区長決定
平成30年要綱第99号
- 改正 令和元年5月23日区長決定
令和元年要綱第222号
- 改正 令和2年3月19日区長決定
令和2年要綱第32号
- 改正 令和2年9月15日区長決定
令和2年要綱第183号
- 改正 令和5年8月28日区長決定
令和5年要綱第169号
- 改正 令和7年3月25日区長決定
令和7年要綱第60号

(目的)

第1条 この要綱は、区内関係防災機関の協力を得て、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第34条の規定に基づき、区民が町会（自治会などの団体を含む。以下同じ。）を母体として自主的に結成する防災区民組織の育成を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で防災区民組織とは、区民が町会を母体として自主的に結成する組織でその町会の存する区域内の全区民を構成員とするものをいい、その町会に在する区民消火隊・ミニポンプ隊は、防災区民組織内の防災部に位置づけるものとする。また関係防災機関とは、消防署、消防団および警察署をいう。

(育成・指導の基本的方針)

第3条 防災区民組織は、自主的に結成され運営されるべきものである。したがって、区および関係防災機関は、あくまでも地域の区民に対する防災意識の普及および高揚を図ることに主眼をおき、その結果として防災区民組織の結成が促進されるよう努めることを基本とする。

(対象)

第4条 育成、指導の対象は、各町会区域を単位とする区民とする。

(育成指導機関)

第5条 育成指導機関は、品川区および関係防災機関とする。

(育成指導の実施形態)

第6条 育成指導機関は、町会長および町会役員を対象に防災区民組織の重要性、必要性について啓もう活動を行う。

2 町会が既存組織を母体として、また既存組織に防災に関する新たな組織を加える等、防災区民組織の結成を図っていく過程において、育成指導機関の指導、協力を必要とする場合は、町会の要請に基づき防災区民組織の重要性、地震防災に関する知識等を内容とする説明会等を開催し、組織化の促進を図る。

3 既に防災区民組織を結成している町会に対しては、地震防災に関する知識の普及を図るために防災教室、防災訓練の実施および訓練内容の充実を図り組織の質的向上に努めるとともに、町会内における事業所、施設等の加わった町ぐるみの地域防災組織の確立を目指すものとする。

(組織の結成)

第7条 前条により防災区民組織を結成した町会は、「防災区民組織の結成について」を区長に提出するものとし、これにより当該町会は、防災区民組織を結成したものとする。

(防災資器材の支給)

第8条 区は、防災区民組織における応急対策の促進を図るため、組織結成時に必要な防災資器材を支給するものとする。

2 防災資器材の支給を希望する防災区民組織の長は、防災資器材支給申請書（第1

号様式)を区長に提出するものとする。

3 防災資器材の支給を受けた防災区民組織の長は、防災資器材受領書(第2号様式)を提出しなければならない。

4 防災区民組織は、その活動に際し十分当該資器材を活用するとともにその良好な管理保全に努めなければならない。

(防災区民組織育成等助成金等の交付)

第9条 区は、防災区民組織の結成を促進するとともに、その運営の円滑化と組織の資質の向上を図り、また、地域特性に応じた防災資器材の整備を進めるため、予算の範囲内で防災区民組織育成助成金、区民消火隊助成金、ミニポンプ隊助成金、訓練助成金、防災活動助成金および地域防災力向上支援事業補助金(以下これらを「防災区民組織育成助成金等」という。)を交付する。

(交付額)

第9条の2 防災区民組織育成助成金等は、別表の左欄に掲げる助成金または補助金の区分に応じ、同表中欄に掲げる交付対象に係る経費について、同表右欄に掲げる額を交付する。ただし、交付額は、予算の範囲内を上限とする。

(防災区民組織育成等助成金の交付手続)

第9条の3 防災区民組織育成助成金、区民消火隊助成金、ミニポンプ隊助成金、訓練助成金および防災活動助成金の交付手続は、「品川区町会・自治会に対する助成金(環境整備・防災)交付要綱(平成元年4月27日要綱第22号)により一括執行するものとする。

(地域防災力向上支援事業補助金の申請)

第9条の4 地域防災力向上支援事業補助金の交付を受けようとする防災区民組織は、地域防災力向上支援事業補助金申請書(第3号様式)およびその他区長が必要と認める書類を区長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書は、区長が指定する期日までに提出しなければならない。

(助成金交付手続の委任)

第9条の5 第9条の3および前条に規定する助成金の交付手続に関する業務は、防災区民組織の長が当該防災区民組織の所属する町会長に委任したものとみなす。

(地域防災力向上支援事業補助金の交付決定)

第10条 区長は、第9条の4第1項による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成の可否およびその額を決定する。

2 区長は、前項の規定により助成金を交付すると決定したときは、地域防災力向上支援事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により当該申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

(報告等)

第11条 申請者は、前条第2項の規定により交付決定の通知を受けたときは、速やかに資器材の購入等をしなければならない。

- 2 申請者は、前条第2項の決定通知後に災害時の通信確保に関する資器材（非常用発電機、Wi-Fiルーターその他これらに類するものをいい、いずれも可搬式のものとする。以下同じ。）の購入の中止または変更をしようとするときは、区長に対し、速やかに通知しなければならない。この場合において、地域防災力向上支援事業補助金変更申請書（第5号様式）を区長に対し、速やかに提出しなければならない。
- 3 区長は、前項後段の規定による申請に基づき、助成金を変更すると決定したときは、地域防災力向上支援事業補助金変更決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。
- 4 申請者は、災害時の通信確保に関する資器材を購入したとき（災害時の通信確保に関する資器材の購入を中止したときを含む。）は、速やかに地域防災力向上支援事業補助金報告書（第7号様式）に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。

（額の確定）

第12条 区長は、前条第4項の報告があった場合において、災害時の通信確保に関する資器材の購入状況が助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、地域防災力向上支援事業補助金確定通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

（地域防災力向上支援事業補助金の請求）

第13条 申請者は、前条の規定により通知を受けた場合には、速やかに地域防災力向上支援事業補助金請求書（第9号様式）を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る助成金を交付するものとする。

（委任）

第14条 この要綱の施行について必要な事項は防災まちづくり部長が定める。

別表（第9条の2関係）

区分	交付対象	交付額
防災区民組織育成助成金	次の各号に掲げる経費 (1) 防災用資器材、装備品および備蓄品の整備に要する経費	結成年度は50円×世帯数+3万円、翌年度以降は25円×世帯数+2万円
区民消火隊助成金	(2) 機器の補修費	区民消火隊を有する場合には、1隊につき3万円
ミニポンプ隊助成金	(3) 防災用印刷物の作成および配布に要する経費	ミニポンプ隊を有する場合には、1隊につき2万円
訓練助成金	(4) 防災訓練その他の防災イベントに要する経費	防災訓練経費助成分として、訓練参加人数に応じて区長が別に定める額
防災活動助成金		1組織につき10万円
地域防災力向上支援事業補助金	災害時の通信確保に関する資器材で区長が認めるものを購入するために要する経費	7万5千円を超えない範囲内で、災害時の通信確保に関する資器材の購入に要する費用の5割に相当する額。ただし、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

備考 防災区民組織は、同一の防災用資器材、装備品または備蓄品の整備または購入に要する費用に対し、複数の助成金または補助金の交付を受けることができる。ただし、その交付額の合計額は、当該整備または購入に要する費用の額を上限とする。

付 則

この要綱は、昭和49年5月10日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和54年10月15日から施行し、第8条の改正規定は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和55年5月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和56年5月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和59年7月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成元年4月1日から施行する。

付 則（平成4年10月26日第10条改正）

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和元年6月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年9月24日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年8月1日から適用する。

付 則

1 この要綱は、令和7年4月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。

- 2 適用日前に防災資器材整備助成金の額が確定している当該助成金の交付については、なお従前の例による。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 へ

組織名

代表者氏名

住所

電話 ()

防災資器材支給申請書

品川区防災区民組織における応急対策の促進を図るため、品川区における防災区民組織の育成に関する要綱第8条第2項に基づき、下記のとおり防災資器材の支給を申請します。

記

支給物品名	数量	備考
担架	基	
リヤカーまたは車椅子	台	
破壊工具セット	組	
防災服一式（役員用）	組	
のぼり旗	流	

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長あて

組織名

代表者氏名

住所

電話 ()

防災資器材受領書

下記のとおり防災資器材を受領したので、品川区における防災区民組織の育成に関する要綱第8条第3項に基づき、受領書を提出します。

記

支給物品名	数量	備考
担架	基	
リヤカーまたは車椅子	台	
破壊工具セット	組	
防災服一式（役員用）	組	
のぼり旗	流	

第3号様式（第9条の4関係）

品川区長 あて

年 月 日

組織名

代表者氏名

住所

電話 ()

地域防災力向上支援事業補助金交付申請書

品川区における防災区民組織育成に関する要綱第9条の4第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

資器材に関する情報	補助を希望する資器材名	
	交付申請額 (費用の半額)	_____円 ※1 上限75,000円 ※2 原則金額の変更を行うことはできません。
	資器材の格納場所	建物名： 住所：
	添付書類	<input type="checkbox"/> (1)対象予定品一覧表 <input type="checkbox"/> (2)見積書もしくはカタログ等の写し
注意事項	(1)本補助金を複数回申請することはできません。 (2)購入に要する経費の半分のうち、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額に対し補助を行います。 (3)本補助金を利用し購入した資器材は、東京都の規定により、購入者が維持・管理を行います。 (4)資器材の使用に係る消耗品（ガソリン等）やオプション品（資器材を覆うカバー等）、初期費用、維持費用（毎月の契約金等）は補助対象となりません。 (5)資器材の送料、廃棄費用は補助対象となりません。 (6)非常用発電機は災害時の通信の確保に用います。	確認済 <input type="checkbox"/>

【別紙】

対象予定品一覧表（対象内経費のみ）

No.	品名	形状寸法・規格	数量	単位	単価	金額
合計						円

第4号様式（第10条関係）

号
年 月 日

様

品川区長

地域防災力向上支援事業補助金
交付決定通知書

年 月 日付申請の 年度地域防災力向上支援事業補助金について、品川区における防災区民組織の育成に関する要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり助成金を交付することを通知します。

記

1. 資器材名

2. 補助金

項目	金額	備考
補助対象経費額	円	
助成金額	円	上限 75,000円

担当部署：

担当者：

問い合わせ先：

品川区長あて

組織名
代表者氏名
住所
電話 ()

地域防災力向上支援事業補助金変更申請書

年 月 日付 号における防災資器材の整備について、品川区における防災区民組織育成に関する要綱第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり変更申請します。

記

1. 変更内容および理由 _____

2. 変更後の助成交付申請額
金 _____ 円

3. 添付書類 変更後整備予定品一覧表（別紙）

【別紙】

変更後の整備予定品一覧表

変更前

No.	品名	形状寸法・規格	数量	単位	単価	金額
合計						円

変更後

No.	品名	形状寸法・規格	数量	単位	単価	金額
合計						円

項目	変更前金額	変更後金額
補助対象経費額	円	円
補助金申請額	円	円

第6号様式（第11条関係）

号
年 月 日

様

品川区長

地域防災力向上支援事業補助金
変更決定通知書

年 月 日付変更申請の 年度防災資器材整備助成金について、
品川区における防災区民組織の育成に関する要綱第11条第3項の規定に基づき、下記
のとおり助成金を交付することを通知します。

記

1. 整備資器材名

2. 助成金

項目	金額	備考
変更後助成対象経費額	円	
変更後助成金額	円	上限 75,000円

担当部署：

担当者：

問い合わせ先：

年 月 日

品川区長 へ

組織名
代表者氏名
住所
電話 ()

地域防災力向上支援事業補助金
報告書

年 月 日付 号における対象資器材の購入について、
品川区における防災区民組織育成に関する要綱第11条第4項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

1. 資器材名 _____
2. 金額 _____円
※請求書と同一の金額をご記入ください。
3. 添付書類
(1)領収書の写し
(2)購入製品の写真

【別紙】

(領収書の写しを貼付)

(写真を貼付)

様

品川区長

地域防災力向上支援事業補助金
確定通知書

年 月 日付で報告書が提出された地域防災力向上支援事業については、品川区における防災区民組織の育成に関する要綱第12条に基づき、下記のとおり補助金額が確定しましたので通知します。

記

1. 整備資器材名 _____

2. 補助金

項目	金額	備考
補助対象経費額	円	
補助金額	円	上限 75,000円

担当部署：

担当者：

問い合わせ先：



地域防災力向上支援事業補助金
請求書

金 _____ 円

年 月 日付 号をもって交付確定のあった地域防災力向上
支援事業補助金について、上記の金額を請求します。

品川区長あて

年 月 日

組織名

代表者氏名

印

住所

電話 ()